

平和島周辺地区グランドデザイン策定専門委員会設置要綱

令和 6 年 3 月 26 日 部長決定
5 鉄鉄発第 10861 号

(設置)

第 1 条 平和島駅周辺は、大森駅と臨海部をつなぐ中間点に位置し、臨海部の玄関口として重要な拠点である。その平和島駅周辺地区のまちづくりの指針となる平和島駅周辺地区グランドデザイン（以下「グランドデザイン」という。）を策定するにあたり、専門的な視点でまちの将来像や取組の検討を行い、各部局と連携してまちづくりを推進するために、平和島駅周辺地区グランドデザイン専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) グランドデザインの策定に関する検討及び調整を行うこと。
- (2) 前号ほか、グランドデザインの策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、学識経験者及び区の関係する部局を代表する区職員で構成し、別表第 1 に掲げるものとする。

(委員長)

第 4 条 委員長は、学識経験者とする。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長又は事務局が必要と判断した場合に随時開催する。

2 委員会は、必要がある場合に、構成員以外の実務担当者その他関連ある者を会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第 6 条 委員会は原則非公開とする。

ただし、委員会の議決があったときは、公開とすることができる。

(謝礼)

第 7 条 委員長に対する謝礼は、日額 2 万 2,000 円、副委員長に対する謝礼は、日額 2 万円とし、委員会の開催ごとに支払うものとする。

(事務局)

第 8 条 委員会の事務局を大田区鉄道・都市づくり部に置く。

2 委員会の運営は、事務局が行う。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が構成員に諮ってこれを定める。

付則

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

平和島駅周辺地区グランドデザイン策定専門委員会

（令和6年4月1日）

委員長
学識経験者
副委員長
学識経験者
委員
企画経営部長
まちづくり推進部長
鉄道・都市づくり部長
都市基盤整備部長